

# 道路上の乗り入れ用ブロック等の撤去のお願い

道路上に「車の乗り入れの段差を解消するためのブロック等」を設置していませんか？

歩道と車道の段差を解消するために道路上にブロック等を置くことは、歩行者や自転車、バイクの転倒につながるため、大変危険です。

乗り入れブロックが原因で事故が発生した場合、設置者に事故の責任が及ぶ場合がありますので、設置している方は撤去されるようお願いいたします。

乗り入れ用ブロック等の代わりに縁石の切り下げ工事を行う場合は当事務所（下記）へお問い合わせください。

なお、切り下げ工事は自費負担となりますので、ご理解ご協力をお願いいたします。



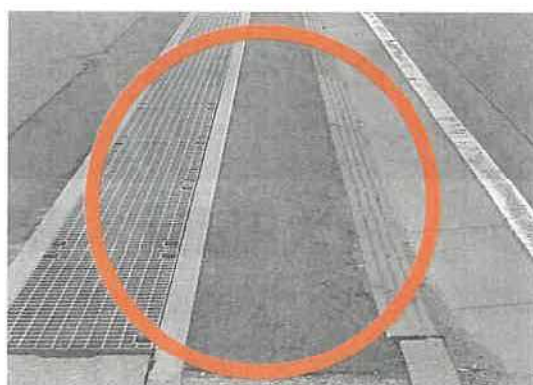
設置例 (1)



設置例 (2)



設置例 (3)



切り下げ工事例

～問い合わせ先～

〒324-8765

栃木県大田原市紫塚 2-2564-1

栃木県大田原土木事務所 保全部 保全部管理課

☎0287-23-6613

